

2018年6月21日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

北海道と『包括連携協定』協働事業実施

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、北海道（知事：高橋 はるみ）と締結した『包括連携協定』に基づき、協働事業の第一弾として、「①自然災害への備え、②飲酒運転の根絶、③自転車条例の周知」の3つのテーマを道民へ周知するツールとして三角ポップを作成し、2018年6月から配付を開始しましたのでお知らせします。

1. 背景・経緯

- ・損保ジャパン日本興亜と北海道は、2018年2月に『包括連携協定』を締結し7つの分野※で連携し、地域活性化に向けて取り組んでいます。
- ・このたび、7つの分野のうち、(1) 防災・減災、災害時の支援に関する事項における「①自然災害への備え」、(4) 交通安全に関する事項における「②飲酒運転の根絶」、「③自転車条例の周知」の3つを重点テーマとした三角ポップを作成し配布することで、北海道主要施策の周知、普及啓発を図ります。

※7つの分野とは

- (1) 防災・減災、災害時の支援に関する事項
- (2) 観光・交流、インバウンドの推進に関する事項
- (3) 女性活躍推進に関する事項
- (4) 交通安全に関する事項
- (5) 海外進出企業の支援に関する事項
- (6) 芸術・文化の振興に関する事項
- (7) その他双方が必要と認める事項

2. 三角ポップの配布数・配布先

5,000枚の三角ポップを損保ジャパン日本興亜の北海道内の営業店29店、保険金サービス課9店をはじめ、代理店、およびご契約者さまである飲食店などの企業・組合などの団体へ配布します。受付・窓口などお客さまの来場スペースに設置することで、全道へ広く周知を図り、3つのテーマの普及啓発に向けた活動を支援します。

3. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、「安心・安全・健康」に資するサービスを拡充し、地域自治体と連携して地方創生の支援に努めていきます。

以上

北海道自然災害に備える

豊かな自然の北海道、時として自然は猛威をふるいます
～道民みんなで取り組む災害に強い北海道～

事前準備

- 物の固定化
- 家具固定と安全スペースの確保
- 家族や隣近所と連絡方法を話し合っておく
- 避難のため備えを怠らぬ

グラツときたら落下物から身を守る

- 机の下にもぐる(壁やフェンス)
- 布団や枕で頭を守る(壁際)
- あわてて外に飛び出さない
- 火を止めるのは逃げ遅れてからあわてず

落ち着いて状況を判断して次の行動へ

- 地震の状況? ● 火災は起きていない? ● 避難口は確保できる? ● 津波の危険は?

地域の特徴を知る

- 地域の気象特性を知っておきましょう
- 洪水になりやすい、土砂災害の危険があるなど、住みかへ地域の気象防災マップを知っておきましょう

積極的な情報収集

- 警報や避難の情報を理解し、白ごころから防災の備えを、災害対応を早めておきましょう
- 正確な情報収集の方法を確認しておきましょう
- 避難のための備えをしておきましょう


早めの避難行動

- さまざまな風水害、共通するのはとにかく安全な場所へ迅速に避難することです。正しい判断と早めの行動が大切です
- 山や河川川岸を避けて行くのは危険です。近づかないでください

詳しくは「[どうする防災教育 知識編](#)」[見開き](#)

この人はいない! 171 災害用伝言ダイヤル

伝言の料金 **171 + 1 + 自宅の電話番号など**
伝言の料金 **171 + 2 + 自宅の電話番号など**

損保ジャパン日本興亜  北海道

損保ジャパン日本興亜は北海道と「包括連携協定」を締結しています。
© 2018年5月作成

150 北海道自転車条例

が制定されました(平成30年4月1日施行)

サイクルツーリズムの推進

冷涼で爽やかな気候、素晴らしい景観、交通量が少なく他の広い道幅車線など、サイクルツーリズムの進地として高いポテンシャルを有する北海道の特性や魅力を生かし、観光客が自転車で観光しやすい環境づくりや情報発信などを進めます。

自転車ヘルメットの着用

- 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用は努めましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれます
- 事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨し、奨励しましょう

自転車ヘルメットの着用

- ヘルメットの着用は、道交法第65条第1項第1号の違反となります。罰則は、罰金1万円以下です
- ヘルメットの着用は、道交法第65条第1項第1号の違反となります。罰則は、罰金1万円以下です

自転車乗車時賠償保険等への加入

- ヘルメットの着用は、道交法第65条第1項第1号の違反となります。罰則は、罰金1万円以下です
- ヘルメットの着用は、道交法第65条第1項第1号の違反となります。罰則は、罰金1万円以下です

自転車乗車時賠償保険等への加入

- ヘルメットの着用は、道交法第65条第1項第1号の違反となります。罰則は、罰金1万円以下です
- ヘルメットの着用は、道交法第65条第1項第1号の違反となります。罰則は、罰金1万円以下です

自転車条例の詳細は、北海道のホームページを

ご存知ですか? 自転車事故は約5分20秒に1件発生しています!

自転車側に1億円近い高額賠償を命じる判決も!

万が一に備え「[自転車損害賠償保険](#)」に加入しましょう! 全日本交通安全協会の「[サイクル安心保険](#)」はこちら

損保ジャパン日本興亜  北海道

損保ジャパン日本興亜は北海道と「包括連携協定」を締結しています。

飲酒運転の根絶!!

飲酒運転は重大かつ悪質な犯罪です!

飲酒運転をしない、させない、許さない!

チーム道長は飲酒運転を見逃さない!

飲酒運転…発見したら警察に通報!

飲酒運転根絶の日

道路交通法の主な内容

| 酒酔い運転 | 酒気帯び運転 |
|----------------------------|---------------------------|
| 罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金 | 罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 |
| 35歳以下免許取消し | 25歳以下免許取消し |
| 35歳以下免許取消し | 13歳以下免許取消し |

飲酒運転の根絶に関する取組は、北海道のホームページを

損保ジャパン日本興亜と北海道は飲酒運転根絶に向け全力で取組んでいます。

損保ジャパン日本興亜  北海道

損保ジャパン日本興亜は北海道と「包括連携協定」を締結しています。

【北海道と協働し作成した三角ポップ】